

役員 の 報 酬 基 準

1. 理事, 監事について

・報酬は無報酬とする。ただし、職員は給与を支給する。

・会議開催時に、職員以外の理事・監事に交通費相当を支給する。

2,000円

2. 評議員について

・報酬は無報酬とする。

・会議開催時に、交通費相当を支給する。 2,000円